

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第19条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校<small>の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する学科目を修めて卒業した</small>(<u>同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した(<u>同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p> | <p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第19条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する学科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p> |